

当社に対する行政処分について

2021年8月31日
株式会社アクアライン

本日、当社は、当社が行っている業務のうちの一部（訪問販売形態のもの）について、消費者庁から業務停止命令等の行政処分を受けました。

【業務停止命令対象について】

水まわり修理サービス等に関連する訪問販売

従いまして、当社ミネラルウォーター事業部における物販販売事業（卸売事業）は対象外となっております。

当社は、本処分を極めて深刻に受け止めるとともに、お客さまをはじめ、広く社会の皆さま及びステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことについて、改めて心よりお詫び申し上げます。

なお、本処分による業務停止の期間は2021年8月31日～2022年5月30日までの9か月間となりますが、「訪問販売形態以外の方式による業務」（*1）については継続可能であることを申し添えます。

御不明な点・お問い合わせにつきましては専用窓口を設けましたので、当社HPの「お問い合わせ」からお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

専用窓口：enquiry@aqualine.jp

*1 訪問販売形態以外の方式による水廻りの修理業務の実施方法

- (1) お客様から最初にお電話を頂いた際に当社オペレーターに対してご注文いただいた内容を超える契約をお客様宅で締結しません。
- (2) お客様宅において水漏れ等の原因診断書を作成し、お客様に交付しますが、お客様宅で事前に当社オペレーターに対してご注文いただいた内容を超える作業が必要になる場合、その部分についてはお見積書をお客様に交付し、お客様宅で追加契約の勧誘や申込みの受付は行いません。
- (3) その後、お客様からの別途注文がコールセンターに寄せられ、追加契約締結の意思を表明された場合に限り、当社スタッフがお客様宅を再訪して工事対応を行います。
- (4) 販売形態を問わず、特定商取引法上の禁止事項が発生しない社内体制を整えます。
- (5) 当社の加盟店スタッフがお伺いする際も、上記（1）から（4）の内容を踏まえた新しい安心・納得サービスを開始いたします。
- (6) また、ECサイト等利用した、ネット注文を開始（2021年10月を予定）することによ

り、お客様にとって「安心」、「早い」、「便利」で納得するサービスを開始いたします。

以 上

別紙

消費者庁からの行政処分の内容